

●プラン評価のしかた

墨田区男女共同参画推進プラン（第6次）（令和6年度～10年度）は、「基本理念」に基づく「基本目標」と、「施策の方向」、具体的な「課題」、それを実現するための「事業」により体系化されています。

「事業」について、各所管課が年度ごとに計画・実施報告・自己評価を行います。これを「施策の方向」ごとに、事務局で取りまとめをします。そして、墨田区男女共同参画推進委員会が、これらに基づき第三者評価を行います。

1 所管課評価

「事業」について、所管課が前年度実施状況等と計画を報告します。

所管課では、各事業の「男女共同参画の視点でめざす効果」（表1）を明らかにし、①（令和7年度）「事業計画」（「男女共同参画の視点に基づいた目標」も併せて記入）、②「実施状況」及び「男女共同参画の視点で工夫したこと」に基づき、③自己「評価」を表2のとおり行います。また、それらをふまえ、④（令和8年度）「次年度計画」を記載しています。

【表1 男女共同参画の視点でめざす効果】

	内 容	表 記
ア	家庭や地域において男女共同参画意識が高まる	家庭・地域における男女共同参画意識の高揚
イ	性別等にかかわらず、個人がその個性・能力に応じた選択が期待できる	性別等にかかわらない個性・能力に応じた選択
ウ	性別等にかかわらず、人権が尊重される	性別等にかかわらない人権の尊重
エ	あらゆる暴力を防止することが期待できる	あらゆる暴力の防止
オ	生涯を通じた健康支援が期待できる	生涯を通じた健康支援
カ	あらゆる分野に性別等にかかわらず参画することができる	あらゆる分野における男女共同参画の推進
キ	仕事と育児・介護の両立支援のための環境を整えることにより、性別等にかかわらず、仕事と生活の調和を図ることができる	性別等にかかわらない仕事と生活の調和
ク	地域の安心・安全な生活の確保に向けて男女共同参画の視点の導入を推進する	男女共同の視点による安心安全な生活
ケ	男女共同参画推進体制の整備・充実を図ることができる	男女共同参画推進体制の整備充実

【表2 自己評価】

s	計画どおり実施し、男女共同参画の視点においても予定を上回る効果を発揮した。
a	計画どおり実施し、男女共同参画の視点においても予定した効果を発揮した。
b	男女共同参画の視点において課題が残る。
c	計画通りには実施できなかった。

※ 所管課の自己評価に関する補足説明

s評価・・・「予定を上回る効果」とは、男女共同参画の視点で、当初想定していた以上の効果のこと。

a評価・・・「予定した効果」とは、男女共同参画の視点で、当初想定していた効果、又は概ね良好な効果のこと。

b評価・・・「全て」もしくは「概ね」事業を実施することができたが、男女共同参画の視点で課題が残った（計画、実施、効果の3側面のうち、いずれかに課題が残った）。

c評価・・・天変地異、事故、その他の理由により、「大部分」もしくは「全く」事業を実施できなかった。

その他・・・事業の発展的な解消や事務事業の見直しにより廃止された事業は、評価の欄を「－」にする。

2 男女共同参画推進プラン進捗状況報告書 推進委員評価

「所管課評価」を基に、施策の方向ごとに、男女共同参画推進委員会評価をお願いします。

【評価の凡例】

基本目標に対して効果が	大きかった	S
	あった	A
	少しあった	B
	なかった	C

- (1) 施策の方向ごとの評価
(2) 課題ごとの評価
(3) 総括評価
- } 次頁 【様式】参照

【様式】

基本目標 1	人権と多様性が尊重されるまち すみだ
施策の方向(1)	男女共同参画意識を高めます

(1) 施策の方向ごとに評価

○ 評価基準 基本目標に対して効果が、S大きかった、Aあった、B少しあった、Cなかった

● 施策の方向

基本目標に対して効果が	評価理由等
B 少しあった	施策の方向の講評

(2) 課題ごとに評価

● 課題別評価

課題	基本目標に対して効果が	評価理由等
① 固定的な性別役割分担意識の解消 [事業番号1～9*] (P.11～P.14)	A あった	課題の講評
② 家庭・学校・地域における男女平等教育・学習の充実 [事業番号10～19*] (P.15～P.16)	C なかった	課題の講評

(3) 総括評価(別シート)

総括評価		
基本目標 1～3	基本目標に対して効果が	A あった
1. 総括評価		
全体の総括講評		